

令和6年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和6年7月1日から令和6年9月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額 （円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
子育て応援課	富田林市児童虐待防止マニュアル作成等業務	令和6年7月29日	株式会社ぎょうせい 関西支社	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	2,365,000	富田林市児童虐待防止マニュアル改訂に伴うマニュアル冊子及び概要版の作成、関係機関を対象としたマニュアル説明動画の作成業務	地方自治法施行令167条の2第1項第8号	当初競争入札を実施しましたが、入札結果、入札業者が1者のみで、入札は成立せず。今回唯一の入札業者で、これまで本市の第1期及び第2期こども・子育て支援事業計画の策定委託業務を受注した実績があり、また法令関係等分野で多数の自治体支援を行っているため。
こども育成課	令和6年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（げんき桜桃保育園）	令和6年9月2日	社会福祉法人 千早赤阪福祉会	令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	2,168,000	保育所・認定こども園等において、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応や通所する児童に対して保健的な対応を図るもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。社会福祉法人千早赤阪福祉会（げんき桜桃保育園）は、事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしていることから、当該事業の業務委託について、特命随意契約による業務委託を行うもの。
こども育成課	東条学童クラブエアコンの購入	令和6年8月6日	サンユーテクノ株式会社	— 令和6年8月9日	1,045,000	学童クラブ保育室に設置しているエアコンに不具合が生じたことから、真夏の保育室の環境を整備するためエアコンの更新を行ったもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	学童クラブ保育室に設置しているエアコンから水漏れが生じ、緊急突発にて修繕業務を発注するも修繕不可でしたが、担当した業者が修繕の過程で現状を把握しており早期での機器の調達が可能であったため。
こども政策課	令和6年度児童手当制度改正（所得制限撤廃・隔月支給等）対応業務	令和6年7月10日	日本電子計算株式会社 大阪支店	契約日の翌日 ～ 令和7年2月28日	4,620,000	児童手当制度改正に伴うシステム改修 （1）所得制限撤廃（2）支給対象児童の範囲を高校生まで拡大（3）第3子以降の支給額を月3万円に増額（4）支払月を年3回から隔月の年6回に変更（5）18歳到達年度末～22歳到達年度末までの児童を要件児童と扱う（6）業務年度開始月を6月から8月に変更への対応	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。